

|       |
|-------|
| 資料    |
| No. 2 |
| 都市整備部 |

平成23年7月21日

## 葛飾区家賃債務保証支援事業の実施について

### 1 目的

高齢者世帯、障害者世帯又はひとり親世帯（以下「高齢者世帯等」という。）が、新たにアパート等を探すときに保証人がいないことで契約が困難になることがある。

そこで、財団法人高齢者住宅財団（以下「財団」という。）が行う家賃債務保証制度を利用することで、高齢者世帯等の円滑な入居を図るため、財団に支払う保証料の一部について助成するもの。

### 2 財団の行う家賃債務保証制度の内容

- (1) 滞納家賃（共益費及び管理費含む。）：月額家賃の12か月分限度
- (2) 原状回復費用及び訴訟費用（滞納により退去する場合に限る。）：月額家賃の9か月分限度

### 3 対象世帯

次に掲げる要件を満たす世帯で、生活保護を受給中の世帯及び支援給付を受給中の世帯を除く。

- (1) 次のいずれかに該当する世帯であること。

ア 高齢者世帯 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅に入居しようとする者が60歳以上の高齢者であり、かつ、配偶者を除き原則として同居者全員が60歳以上の親族である世帯

イ 障害者世帯 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する者を含む世帯

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級～6級の身体障害者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の精神障害者
- ③ 愛の手帳の交付を受けている1度～3度の知的障害者

ウ ひとり親世帯 世帯の収入月額が259,000円以下で、扶養する義務のある18歳以下の者が同居するひとり親の世帯

- (2) 区内に1年以上居住し、新たに区内の民間賃貸住宅に転居すること。

#### 4 助成額

- (1) 助成する保証料は、月額家賃に次に掲げる保証期間（賃貸借期間）に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額とし、30,000円を上限とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
  - ア 保証期間が1年以内の場合 22.5%
  - イ 保証期間が1年を超える場合 35.0%
- (2) 本支援事業は、当該賃貸住宅に係る初回契約時に限り適用する。

#### 5 申請方法

財団から家賃債務保証引受証受領後30日以内に、次の書類を区役所住環境整備課へ提出して申請する。

- (1) 家賃債務保証支援事業助成金交付申請書
- (2) 家賃債務保証制度保証料の領収書
- (3) 家賃債務保証引受証の写し
- (4) 転居後の賃貸借契約書の写し
- (5) 転居後の世帯全員の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（住民基本台帳等の閲覧に係る同意書を提出した場合は、省略も可）
- (6) 障害者世帯にあつては、要件に該当する者の所持する手帳の写し
- (7) ひとり親世帯にあつては、要件に該当するひとり親であることが確認できる書類（戸籍全部事項証明書等）

#### 6 施行日

平成23年8月1日

#### 7 周知方法

- (1) 区内の不動産取引業団体へ支援事業の開始にあたって情報提供と協力依頼をする。
- (2) 区ホームページ・広報かつしかへ掲出する。